

5月は消費者月間です

平成28年度 統一テーマ



「みんなの強みを活かせる安全・安心な社会に一億総活躍～」

消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と決めました。



平成27年度 市に寄せられた相談

- 1.健康食品・健康機器
- 2.インターネット回線・プロバイダ
- 3.フリーローン・サラ金
- 4.特殊詐欺（未遂）
- 5.不当・架空請求



★被害にあわないための八か条

- 1.見知らぬ（怪しい）人は玄関に入れないようにしましょう。
- 2.うまい話には、十分注意しましょう。
- 3.その商品が本当に必要かどうかよく考えましょう。
- 4.その場ですぐ決めないで、家庭や友達に相談しましょう。
- 5.必要なければ、キッパリ断りましょう。
- 6.内容をよく確認して契約しましょう。
- 7.貯金通帳や印鑑を簡単に見知らぬ人に渡さないようにしましょう。
- 8.強引な勧誘やしつこい場合は110番しましょう。



★困ったときは早めに相談を

強引な勧誘や訪問販売、不審な電話、はがきやメールによる不当請求などのトラブルに巻き込まれてしまったり、巻き込まれそうな場合や不審に思ったときは、すぐに相談しましょう。

また、多重債務相談や日常の消費生活全般についての相談・情報提供の場として、消費生活相談窓口を設けています。困ったときはひとりで悩まず、相談してください。

市民生活課 生活環境係 (消費生活相談窓口)	☎75-6117
佐賀県消費生活センター ※土曜日・日曜日も開いています。	☎24-0999
佐賀県警察相談室	☎26-9110
小城警察署	☎73-2281
小城警察署 多久幹部派出所	☎75-3141

無料「出前講座」出張します！

～騙されないための手法を伝授します!!～

老人会、婦人会、地域の集いやPTAの研修会などに出向きます。ぜひご活用ください！

【費用】 無料 【時間】 30分から

【申込方法】 原則、開催日の1か月前までに電話で申し込みください。

【申込先】 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

▶問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

